

～お知らせ～

印刷製本業務における最低制限価格制度の導入について

日頃より市政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

本市が発注する印刷製本業務は、入札参加者の皆様による競争入札において執行し、最低の価格を提示された方と契約を締結しております。

地方自治法においては、製造の請負の契約を締結しようとする場合、その契約の内容に適合した履行を確保するために「最低制限価格」制度の導入が認められております。

本来、製造の請負である印刷物の入札に関しましては、物品の売買とは違い、様々な工程、人件費などを考慮した適正価格における受注が望ましいものであり、著しく安価な入札による落札価格の低下を防止し、品質を確保する必要があることから、**平成25年度から「印刷製本業務の入札における最低制限価格制度」を導入**することといたしました。

詳細については、下記のとおりです。

記

1 対象案件

富士宮市が製造の請負により発注する印刷物のうち、**予定価格(税込)が130万円**を超えるものです。

2 最低制限価格適用案件の周知

最低制限価格を設定した案件は、指名通知書等に対象案件であることを記載します。

3 最低制限価格の設定

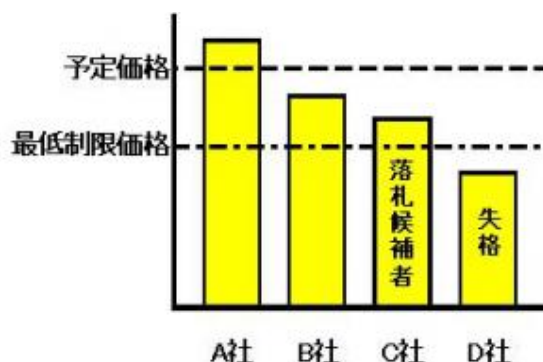
予定価格に10分の6を乗じて得た金額とします。

4 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 最低制限価格に達しない入札をした者は失格とし、その案件の再度入札には参加できないものとします。

5 実施時期 平成25年4月1日からです。



(参考)

最低制限価格未満の入札(D社)は失格となります。失格となった方は、2回目以降の入札に参加できません。

(問い合わせ先)

管財課契約係 0544-22-1121

印刷製本業務競争入札参加登録業者 各位

富士宮市管財課契約係

市内業者優先発注等について

本市では、従前より印刷製本業務の発注にあたりまして、本市経済の活性化及び市内業者（富士宮市内に主たる営業所がある者）の育成・健全な発展を図る観点から、できる限り市内業者に発注するよう努めております。

競争入札参加登録業者各位におかれましては、このような本市の考え方についてご理解とご協力をいただき、本市発注業務を受注された際には、市内業者のより一層の受注機会の確保について特段のご配慮を賜りたく、下記事項について十分努力されるようお願い申し上げます。

記

- 1 本市発注業務の履行に際し下請発注する場合は、できる限り市内業者を活用するよう努めてください。
- 2 業務を下請発注する際には、各々対等な立場において、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うこと、また支払い代金はできる限り現金払いとし、手形払いと併用する場合には現金比率を高め、特に労務費相当分を現金払いとするなど支払い条件を定める等、下請契約及び下請代金支払の適正化に努めてください。
- 3 業務履行に必要な材料等を購入又は借入する場合は、できる限り市内業者を活用するよう努めてください。

製造の請負に関する最低制限価格の設定基準

1 趣旨

この基準は、富士宮市が行う競争入札により契約を締結する場合において、請負業務の適正な履行と品質の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項及び第167条の13の規定に基づき最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象案件

製造の請負により発注する印刷物のうち、予定価格が130万円を超えるもの。

3 最低制限価格適用案件の周知

最低制限価格を設定した案件は、指名通知書等で対象案件であることを周知する。

4 最低制限価格の設定

- (1) 予定価格に10分の6を乗じて得た金額とする。
- (2) 入札執行者は、予定価格調書に予定価格と最低制限価格を記載し、併せて両方の税抜き金額（入札書比較価格という。）も記載する。

5 落札者の決定

- (1) 最低制限価格に満たない入札がなされた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格に達しない入札をした者は失格とし、その案件の再度入札には参加できないものとする。

6 その他

最低制限価格を設定することが不相当と認められる場合には、最低制限価格を設定しないことができる。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。